

ユニオンファンド

追加型投信/内外/株式
分配金再投資専用

投資信託説明書 (請求目論見書)

2026 年 6 月

あなたと大切な方の未来のために

ユニオン 投信 Union Asset
Management

* 本書は、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ユニオンファンド」（以下「当ファンド」といいます）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を令和7年12月26日に関東財務局長に提出しており、令和7年12月27日にその効力が発生しております。
2. 請求目論見書は、有価証券届出書「第一部から第三部第1」の内容を記載したものであり、金融商品取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
したがって当ファンドは元本が保証されているものではありません。

発行者名	ユニオン投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 久保田 徹郎
本店の所在の場所	長野県松本市深志一丁目1番21号 中田歯科ビル
縦覧に供する場所	該当ありません

- 当ファンドは、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当ファンドは、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、当ファンドをご購入のお客様が負います。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	1 1
3【投資リスク】	2 9
4【手数料等及び税金】	3 2
5【運用状況】	3 8
第2【管理及び運営】	4 8
1【申込（販売）手続等】	4 8
2【換金（解約）手続等】	5 0
3【資産管理等の概要】	5 2
4【受益者の権利等】	5 6
第3【ファンドの経理状況】	5 7
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	7 5
第三部【委託会社等の情報】	7 7

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

「ユニオンファンド」（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関（以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるユニオン投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円*を上限とします。

※受益権1口当たりの各発行価額に各発行口数を乗じて得た金額の累計額

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。基準価額*¹は、委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日*²の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます（略称：ユニオン）。なお、下記においてもご照会いただけます。

<基準価額の照会先>

ユニオン投信株式会社	
所在地	〒390-0815 長野県松本市深志一丁目1番21号 中田歯科ビル
電話番号	0263-38-0725
営業時間	午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除きます）
ホームページ	http://www.unionam.co.jp/

*1 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

※ 2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

(5) 【申込手数料】

ありません。(無手数料)

(6) 【申込単位】

委託会社または販売会社が1万円以下で定める金額以上1円単位とします。
ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7) 【申込期間】

令和7年(2025年)12月27日から令和8年(2026年)12月25日まで
ただし、申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

< 申込取扱場所 >

ユニオン投信株式会社※ 業務管理部	
所在地	〒390-0815 長野県松本市深志一丁目1番21号 中田歯科ビル
電話番号	0263-38-0725
営業時間	午前9時～午後5時(土日祝日、年末年始を除きます) (申込受付時間：午前9時～午後3時30分) ※申込受付時間終了までに販売会社所定の事務手続きが完了したものが当日の申込受付分となります。

※ユニオン投信株式会社は、「委託会社」であるとともに、自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集し、「販売会社」の役割も兼ねています。
なお、当社と他の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

(9) 【払込期日】

取得の申込みをされる場合は、申込代金を販売会社が定める期日までに、当該販売会社が定める方法でお支払いください。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社の指定先へ払い込むものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込みの方法

- イ. 当ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。また、販売会社との間で、「総合取引約款」による「投資信託の総合取引に関する契約」、「投資信託受益権振替決済口座約款」による契約および「自動けいぞく投資約款」による契約（これらの契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）を締結します。
- ロ. 当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間の毎営業日に受け付けます。取得数で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの収益分配金、一部解約金および償還金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

④ 取引時留意事項

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

⑤ クーリング・オフ

「書面による契約の解除」（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、個人家計の「資産形成」を支援する目的で、「期待収益率が高い」と思われる資産に対し積極投資を行うことを通じて、信託財産の長期的な成長を目指します。

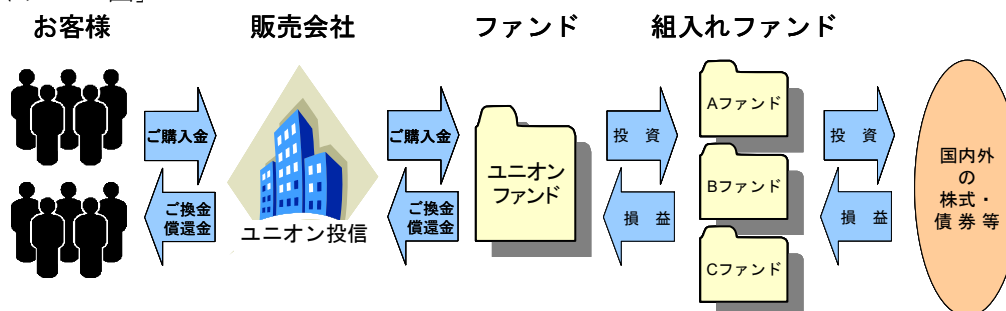
＜ファンドの基本的性格＞

ファンド・オブ・ファンズ

＊「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類において、「投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券（金融商品取引法第2条第1項第10号および第11号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）への投資を目的とする投資信託（当該投資信託会社が、自ら運用の指図を行う親投資信託の受益証券のみを主要投資対象とするものを除く。）」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）への投資を通じて、実質的に国内外の株式等に投資を行う、ファンド・オブ・ファンズです（以下イメージ図参照）。

[イメージ図]



※ファンドが主要投資対象とする各投資信託証券の運用の方針等については、「2 「投資方針」 （1）「投資方針」（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

[ファンドの商品分類]

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下のとおりとなっています。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

※当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外：

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
その他資産(投資 信託証券(株式一 般))	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	アフリカ		
	その他	中近東(中東) エマージング		

※当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産：

目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回：

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ：

一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし：

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記の分類は、一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指

針」に基づき記載しています。上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページにてご確認ください。

＜一般社団法人資産運用業協会のホームページ＞

<https://www.imaj.or.jp/>

＜ファンドの特長＞

当ファンドは個人家計の「資産形成」を支援する目的で、以下の方針により「期待収益率が高い」と思われる資産に積極投資します。

① 「株式」に投資します。

- ・長期投資では、「株式」が「債券」を上回るパフォーマンスをあげています。
- ・今後も長期的には、「株式」の収益率が「債券」の収益率を上回るものと考えます。

② 「グローバル」な視点で投資します。

- ・高成長が続く国・企業の株式は、高いパフォーマンスをあげることが多いといえます。
- ・「グローバル」に投資することで、世界の経済成長を享受することができると考えます。

③ 運用は「ファンド・オブ・ファンズ」形式で行います。

- ・複雑多様なグローバル投資においては、各国・地域の事情に精通し専門性の高い「複数のファンド」に投資する方が良好な収益をあげることができると考えます。

④ 実績のある資産運用会社の「アクティブ」ファンドに投資します。

- ・長期間にわたりインデックスを上回る「アクティブ」ファンドが、少数ですが世界に点在します。
- ・「長期投資」の考え方が確立・実践されており、相対的にパフォーマンスが良好なファンドを厳選します。

⑤ 株価が割高と思われるときには、現金比率を高め、割安局面での買い増しに備えます。

- ・株価は、長期的に上昇すると考えますが、短期的には行き過ぎることがあります。
- ・割高時には現金比率を高めて株価下落の影響を抑えることで、より高いパフォーマンスを目指します。

■ファンドにおける指定投資信託証券

投資信託証券の名称
さわかみファンド
スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>
キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド（LUX）クラスZ （ルクセンブルク籍円建外国投資法人）
ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド 2007（適格機関投資家専用）
コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）

ファンドが主要投資対象とする各投資信託証券の運用の方針等については、「2
「投資方針」（1）「投資方針」（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

<信託金限度額>

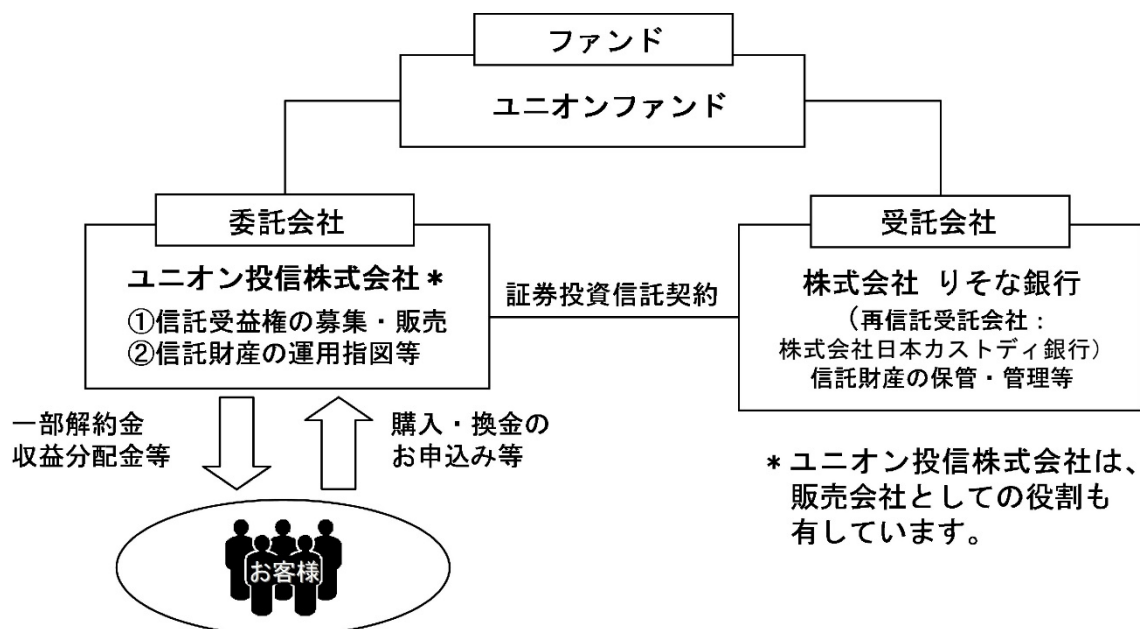
当ファンドの信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することがあります。

（2）【ファンドの沿革】

平成20年10月20日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



<事業内容>

ユニオン投信株式会社 ※委託会社が自己の発行した当ファンドの受益権を自ら募集するため、販売会社の役割を兼ねています。	<委託会社> ファンドの設定、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成、信託財産の計算（基準価額の計算）、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行います。 <販売会社> 受益権の募集および販売（の取扱い）、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付、分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。また、口座管理機関として、受益権の帰属を明らかにするために振替口座簿への記載・記録業務を行います。
株式会社りそな銀行 （再信託受託会社） 株式会社日本カストディ銀行	<受託会社> 委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算等の業務、分配金・一部解約金・償還金の委託会社への交付を行います。なお、株式会社日本カストディ銀行に信託事務の一部を再信託します。

② 委託会社の概況

委託会社名：ユニオン投信株式会社

所 在 地：〒390-0815 長野県松本市深志一丁目1番21号 中田歯科ビル5F

(1) 資本金の額

200百万円（令和8年4月末日現在）

(2) 会社の沿革

平成20年4月：会社設立

平成20年7月：投資運用業、第二種金融商品取引業 登録
登録番号（関東財務局長（金商）第1978号）

(3) 主な株主（令和8年4月末日現在）

株主名	住所	保有株数	議決権 保有比率
セイコーエプソン労働組合	長野県諏訪市大和3-3-5	7,000株	72.2%
セイコーグループユニオン	千葉県千葉市美浜区 中瀬1-8	1,200株	12.4%
ツムラ労働組合	東京都港区赤坂2-17-11	400株	4.1%
マルイグループユニオン	東京都中野区中野3-8-4	400株	4.1%
国際航業労働組合	東京都府中市晴見町 2-24-1	200株	2.1%
Shiseido union	東京都港区東新橋 1-6-2	200株	2.1%
日本出版販売労働組合	東京都千代田区 神田駿河台4-3	200株	2.1%

(4) 加入する金融商品取引業協会等

一般社団法人資産運用業協会

2【投資方針】

(1)【投資方針】

A. 基本方針

当ファンドは、個人家計の「資産形成」を支援する目的で、「期待収益率が高い」と思われる資産に積極投資をします。

B. 投資態度

- ① 投資対象となる投資信託証券については、その運用方針、投資哲学が明確で、それに基づき一貫性のある運用が継続して行われているファンドの中から厳選します。
- ② 資産の配分については、景気変動や国・地域の成長を的確に捉えその状況における最適な運用を行っている投資信託証券に積極投資します。なお、基本的に歴史的な観点より長期的には株式資産のリターンがもっとも高いということを考慮して、株式ファンドに対する投資を中心に考えて行きます。
- ③ 長期投資を行う上では「時間のエネルギーを味方につける」ことが重要となります。従って、目先の市場変動には決して左右されず、投資対象となる投資信託証券の短期的な売買・見直しを頻繁に繰り返すような運用は行いません。また、運用にあたりましては、特定の「ベンチマーク」は設けません。
- ④ 投資信託証券への投資は、別に定める証券投資信託の中から行います。なお、投資対象となる証券投資信託は委託者の判断で見直しを行うことがあります。
- ⑤ 投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引（法人税法第61条の5に規定するものをいいます。）は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ることとし、当該目的外での利用を確認した場合は速やかに対応します。

(参考) 指定投資信託証券について

以下は、当ファンドが投資を行う投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、令和8年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合、税法等の改正等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は、令和8年6月30日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家限定）」等の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目		さわかみファンド
運用の 基本方針	基本方針	投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行う。
	投資対象	国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。
	投資態度	運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。 上記『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。 運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。
	信託約款による 投資制限	①株式への投資には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ③投資信託証券への投資には、制限を設けません。 ④有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款の範囲で行います。
	収益分配方針	毎決算時に、原則として分配を行います。 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します（分配を行わないこともあります。）。 分配金は、税金が差引かれた後で自動的に再投資されます。
ファンドに かかる費用	信託報酬	純資産総額に対し年率1.10%（税抜1.00%）
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	なし
	その他の費用	①ファンドに組み入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、一部解約金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、信託財産中から支弁します。 ②その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立て替えた立替金の利息等は、委託会社が信託財産から収受する信託報酬より支弁します。
その他	委託会社	さわかみ投信株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社

	信託期間	無期限
	決算日	毎年 8 月 23 日（休業日の場合はその翌営業日）

種類・項目		スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>
運用の 基本方針	基本方針	信託財産の中長期的な成長を目標に、積極的な運用を行うことを基本とします。
	投資対象	スパークス集中投資戦略マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。
	投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、ベンチマークや業種にとらわれず、魅力的と判断したわが国の株式に集中投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。 ②株式への投資にあたっては、ファンダメンタル分析に基づくボトムアップ・リサーチに基づき、銘柄選定・ポートフォリオの構築を行い、長期的な投資時間軸を持つことで、マーケットに埋もれている投資機会の発掘に努めます。また、投資先企業の経営者とコミュニケーションを図り、企業価値の向上を促すための実質的な株主として行動することがあります。 ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、資金動向等によっては、わが国の株式に直接投資する場合があります。実質的な株式の組入比率は信託財産総額の50%超を基本とし、実質的な株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
	信託約款による 投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④先物取引等、スワップ取引および金利先渡取引は、信託約款の範囲で行います。 ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑥同一銘柄の新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑧マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑨①から⑧までにかかわらず、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取

		引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑩金融商品取引法第2条第20項に定める取引（「デリバティブ取引」）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人資産運用業協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）の残高にかかる想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
	収益分配方針	信託終了時まで分配を行いません。
ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額10億円以下の部分に対し 年率0.825%（税抜0.75%） 純資産総額10億円超20億円以下の部分に対し 年率0.77%（税抜0.70%） 純資産総額20億円超の部分に対し 年率0.715%（税抜0.65%）
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	なし
	その他の費用	①組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、信託財産中から支弁します。 ②監査費用等の費用は、純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.1%）を上限とする額を信託財産中から支弁します。
その他	委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年12月20日（休業日の場合はその翌営業日）

種類・項目		キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド（LUX）クラスZ （ルクセンブルク籍円建外国投資法人）
運用の 基本方針	目的および 基本的性格	当ファンドの投資目的は、主として日本を含む世界各国の株式に分散投資することにより、元本の成長を目指すことです。当ファンドは、世界的規模で調査および選定がなされた譲渡性証券（主として普通株式）で構成、分散投資されたポートフォリオの継続的運用を行うことにより、かかる目的の達成に努めます。
	投資態度	①投資機会は単一国に限定されるものではなく、またポートフォリオの長期的実績は、世界中の投資機会の利用により増大させることができるとの認識が投資方針に反映されています。 ②原則として、公の証券取引所に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている世界の様々な国々の譲渡性証券に投資が行われますが、時にはポートフォリオが一国または数カ国の証券に集中する可能性もあります。 ③ファンドの資産は世界中の地域に投資されますが、経済、社会、政治的展開、為替リスク、諸国の市場の流動性に然るべく配慮をしながら、世界各国の企業の証券に重点が置かれることになります。 ④ファンドのポートフォリオは、主に、普通株式または普通株式の特性を有する譲渡性証券で構成されます。しかしながら、他と比較して魅力のある場合は、転換証券および債券への投資も行われることがあり、またファンドのポートフォリオは付随的な流動資産を含むこともできます。 ⑤上場されていない証券を購入することもできますが、「投資制限」の項に記載される制限に従うものとします。ただし、契約上の取決めに基づき制限を受ける証券を含みません。 ⑥ファンドの投資証券は通常の市場リスクを負っており、ファンドの投資目的が実現されるとの保証はありません。
	主な投資対象	ファンドのポートフォリオは、主として、以下の譲渡性証券およびマネーマーケット商品に投資されます。 ①証券取引所に上場しているもの。 ②その他の規制ある市場で取引されているもの。 ③発行後1年以内に上記いずれかの要件を満たすもの。 ※ファンドは、法律、規制および事務的慣行によって定められた条件下において、効率的にポートフォリオを運用するために、もしくは最適な通貨配分の達成を図るために、ルクセンブルク法または金融監督委員会（CSSF）通達で認められた金融派生商品を利用する場合があります。

	投資制限	①ファンドは以下の投資を行いません。 (1) 貴金属、市況商品あるいはそれらを表象する証券。 (2) 不動産またはこれに関わるオプション、権利もしくは権益、ただし、ファンドは不動産もしくはその権益によって担保される証券または不動産もしくはその権益への投資を行う企業によって発行される証券への投資を行います。 (3) 証券を信用で買付け（組入れ証券売買の決済のため必要な短期与信を除きます。）もしくは有価証券、マネーマーケット商品およびその他の金融資産の空売りを行いません。 ②更にファンドの属するアンブレラファンドであるキャピタル・インターナショナル・ファンドは以下の投資を行いません。 (1) 第三者への貸付、第三者を対象としたファンド資産への担保設定。 (2) ファンドの純資産の10%を超える借入れ。投資以外の目的のために行う一時的かつ特別な場合における暫定的措置を除く。ただし一部払込証券の取得は借り入れとはみなされません。 (3) 無限責任を負うこととなるいかなる資産への投資。 ③ファンドは、発行日決済取引で証券を買い付けることができます。また、受渡日を延期する買付および売却ができます。これらの取引は、取引を開始しようとする際に、現在の利回りや価格が、将来支払うもしくは受渡しを行う場合において予想される証券価格や受渡しにおける状況と比して、有利と考えられる状況となっていた場合において行います。ファンドが、証券の買付代金の支払いや証券売却による受渡日、ファンドの解約に应付するために、十分な現金（買付の場合）または証券（売却の場合）がポートフォリオ内で確保されます。
	収益分配方針	原則なし
ファンドにかかる費用	運用報酬	純資産総額に対し年率0.75%
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	なし
	その他の費用	・アニュアル・アドミニストレーション・チャージ（年間管理料） 最大年率0.25% ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、借入金の利息など。
その他	投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
	副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル ※副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づき、ファンドの投資運用を行います。

	事務管理会社	ジェー・ピー・モルガン・エス・イー ルクセンブルク ブランチ
	信託期間	無期限
	決算日	原則として毎年12月末日

種類・項目		A L A M C O ハリス グローバル バリュース株ファンド 2007 (適格機関投資家専用)
運用の 基本方針	基本方針	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
	投資対象	A L A M C O ハリス グローバル バリュース株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
	投資態度	①ハリス・アソシエイツ・エル・ピーに外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として日本を除く世界各国の株式のうち、時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、資金の流出入動向によっては、マザーファンド受益証券の組入比率を高位に維持できない場合があります。 ③外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる為替予約を行うことがあります。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。 ⑤信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金等の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れを行うことができます。
	信託約款による 投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款の範囲で行います。 ⑧①から⑦までにかかわらず、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率

		は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
	収益分配方針	毎決算時に、原則として収益分配を行います。 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して決定します（分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。）。
ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額に対し年率1.43%（税抜1.30%）
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
	その他の費用	信託財産にかかる監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引・外国為替予約取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等（これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁します。 ※監査費用は、純資産総額に対し年率0.0055%（税抜0.005%）、上限年44万円（税抜40万円）です（監査法人との契約等により変更になることがあります。）。
その他	委託会社	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
	受託会社	みずほ信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年3月9日（休業日の場合はその翌営業日）

種類・項目		コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
運用の 基本方針	基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行う。
	投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
	投資態度	①コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ②マザーファンド受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によってはマザーファンドの組入比率の調整を行います。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④原則として、有価証券先物取引等を行いません。 ⑤原則として、有価証券の貸付を行いません。
	信託約款による 投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧外国為替予約取引は、約款の範囲で行います。 ⑨一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
	収益分配方針	毎決算時に、原則として収益分配を行います。 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します（分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。）。

ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額に対し年率0.99%（税抜0.90%）
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	なし
	その他の費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（ファンドに組み入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料や有価証券の保管に要する費用等を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用（これらの費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息等は、信託財産中から支弁します。
その他	委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年12月30日（休業日の場合はその翌営業日）

種類・項目		コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）
運用の 基本方針	基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行う。
	投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
	投資態度	①コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ②マザーファンド受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によってはマザーファンドの組入比率の調整を行います。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④原則として、有価証券先物取引等を行いません。 ⑤原則として、有価証券の貸付を行いません。
	信託約款による 投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧外国為替予約取引は、約款の範囲で行います。 ⑨一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
	収益分配方針	毎決算時に、原則として収益分配を行います。 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します（分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。）。

ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額に対し年率1.045%（税抜0.95%）
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	なし
	その他の費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（ファンドに組み入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料や有価証券の保管に要する費用等を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用（これらの費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息等は、信託財産中から支弁します。
その他	委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年12月30日（休業日の場合はその翌営業日）

(2) 【投資対象】

主として国内外の有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

投資対象である投資信託証券（指定投資信託証券）は以下のとおりです。

- ・ さわかみファンド
- ・ スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>
- ・ キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド（LUX）クラスZ
（ルクセンブルク籍円建外国投資法人）
- ・ ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド 2007（適格機関投資家専用）
- ・ コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・ コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）

*上記は、令和8年6月30日現在の指定投資信託証券です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更される場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加される場合等があります。

*指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式で親投資信託を通じて投資するものもあります。

*なお、デリバティブの直接利用は行いません。

① 投資の対象とする資産の種類

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、3)の証券にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができるものとします。

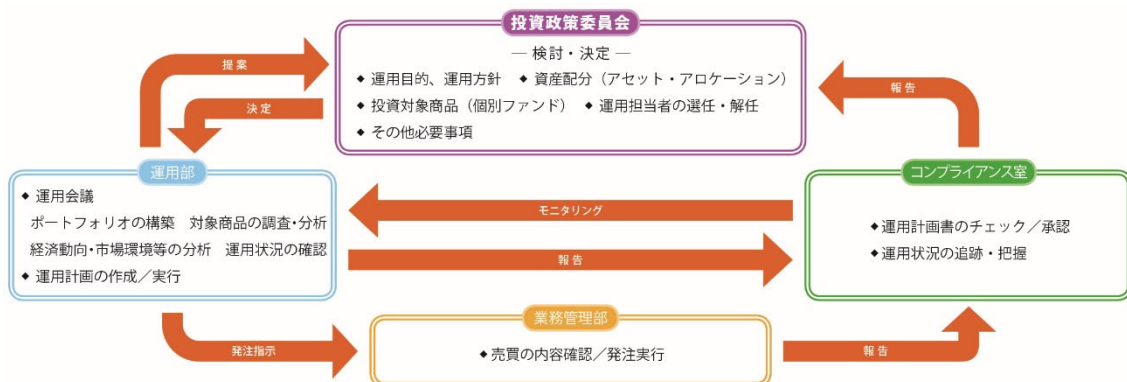
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができるものとします。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資政策委員会：運用部長（議長）、社長、業務管理部長、コンプライアンス室長、運用担当者

検討・決定

- ・ 信託財産にかかる運用目的や運用方針
- ・ 資産配分（アセット・アロケーション）に関する事項
- ・ 投資対象商品（個別ファンド）に関する事項
- ・ 運用担当者の選任および解任
- ・ その他必要事項

運用部

- ① 運用会議（運用部長、運用担当者）

- ・基本方針、資産配分に従ったポートフォリオの構築
- ・投資対象商品（ファンド等）の調査・検討
- ・国内外の経済、市場等の分析
- ・運用状況の確認
- ② 投資政策委員会での決定に基づき、「運用計画書」の作成
- ③ 運用の実行
 - ・発注（売買）伝票の作成

コンプライアンス室

運用計画書の承認（コンプライアンス室長）

（審査事項）投資政策委員会での決定事項が遵守されたうえで「運用計画書」が作成されているか

業務管理部

売買伝票の内容確認・発注

（内容確認は業務管理部員および役職者が複層的に行う。）

*運用体制は、令和8年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

*委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」「コンプライアンス・マニュアル」等の社内規則等を設けております。また、「運用規程」「運用担当者規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

（４）【分配方針】

a. 収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、投資環境や市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

b. 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税および地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投

資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。

※収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

<分配金に関する留意事項>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

当ファンドは、信託約款に規定する運用の基本方針において、以下の投資制限を定めています。

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
ただし、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは元本保証のない金融商品であり、運用による損益は全て投資者に帰属します。

信託財産に組み入れられた株式、債券、投資信託などの価格は、金利・為替相場の変動や投資信託に組み入れられた発行会社にかかる業績・信用状況等の変化によって下落することがあり、投資元本を割り込むことがあります。このため、当ファンドへの投資につきましては、リスクを十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

主なリスクは以下のとおりですが、当ファンドにかかる全てのリスクを完全には網羅しておりませんので、ご注意ください。

① 価格変動リスク

当ファンドが組み入れる投資信託は、実質的に株式を主要投資対象としています。株式市場等での株価変動により、投資信託が組み入れている株式の評価額が変動するため、株価が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

② 為替変動リスク

外国為替相場の変動によって投資信託が保有する外貨建資産の円換算評価が変動するリスクです。為替相場が円高に進んだ場合、投資信託の基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③ カントリーリスク

投資対象国や地域における政治・経済・社会状況の変化等により、証券市場や為替市場に混乱が生じたり規制が設けられたりすることで、投資の回収が困難になることや投資した商品の価格が下落することなどで損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

④ 信用リスク

投資信託に組み入れられた株式・債券の発行者や取引先等の経営・財務状況の悪化および外部からの評価の低下等により、当該有価証券等の価格が下落したり価値がなくなること等によって投資信託の基準価額が下落し、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

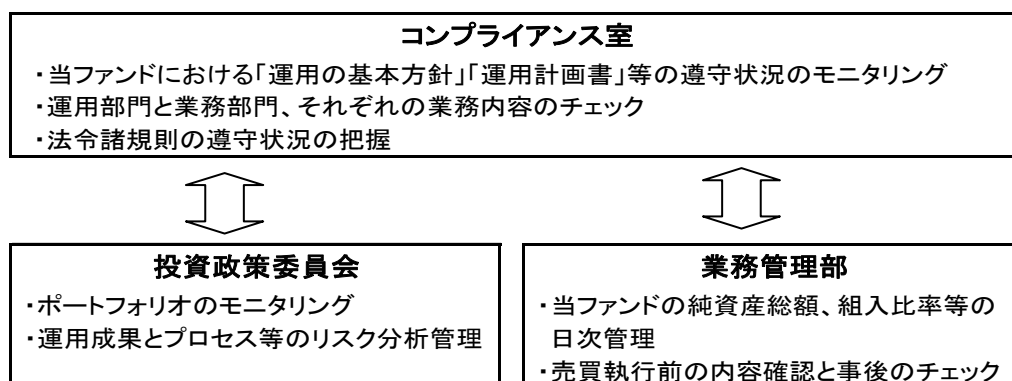
⑤ 流動性リスク

有価証券市場全体の一時的な混乱や市場に十分な需要や供給がなく取引量が減少すること等によって、予定する取引が不可能となったり、不利な条件での取引を強い

られたりすること等から投資信託の基準価額が変動することがあります。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、以下のとおりです。



流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規定を定め、当ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。投資政策委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

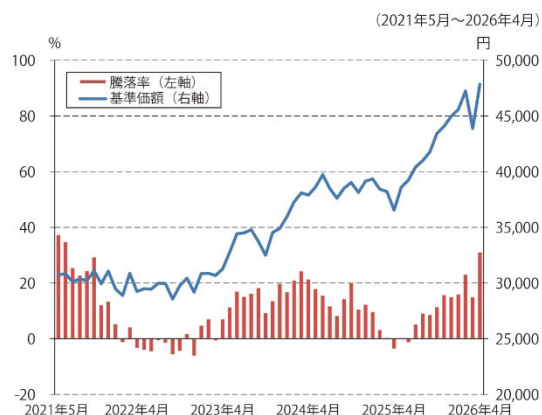
※リスク管理体制は、令和8年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の換金（解約）請求が発生し短期間で換金資金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の請求の受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、投資者保護基金の支払い対象とはなりません。

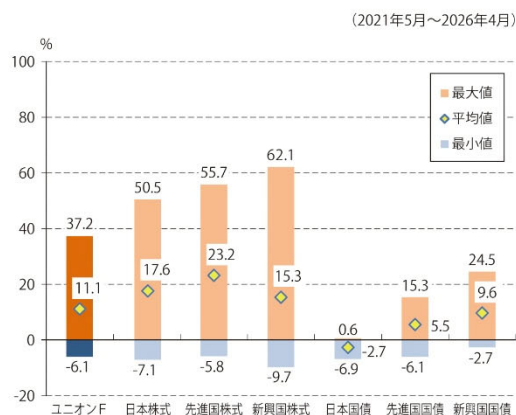
(参考情報)

ユニオンファンドの騰落率および基準価額の推移



※設定来「無分配」のため、「分配金再投資基準価額」は「基準価額」と同じです。
※騰落率は、各月末における直近1年間について、月次ベースで表示したものです。

ユニオンファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2021年5月～2026年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ユニオンファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
(すべての資産クラスがユニオンファンドの投資対象とは限りません。)

※各資産クラスの指数

日本株式	TOPIX配当込み指数
先進国株式	MSCI Kokuasai (World ex Japan) Index
新興国株式	MSCI EM (Emerging Markets) Index
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)
新興国国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。)

※他の代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しています。
株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。
また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。
TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ・当該手数料を対価とする役務の内容：購入手続き
- ・当ファンドにおける当該手数料：ありません

(2)【換金（解約）手数料】

①換金（解約）手数料

- ・当該手数料を対価とする役務の内容：解約（換金）手続き
- ・当ファンドにおける当該手数料：ありません

②信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.88%（税抜0.80%）の率を乗じて得た額とします。

<受益者が負担する信託報酬の額〔概算値〕>

1万口当たりの信託報酬の額＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬にかかる委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は、次のとおりです。

信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
年率0.88% (税抜0.80%)	年率0.55% (税抜0.50%)	年率0.297% (税抜0.27%)	年率0.033% (税抜0.03%)

- ・信託報酬は、毎日、信託財産の費用として計上し、基準価額に反映されます。また、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬に対する消費税等相当額の費用を信託財産は負担します。
- ・信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて次のとおりです。

委託会社：委託した資金の運用

販売会社：交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行

※税率は、令和8年4月末日現在のものであり、税法等が改正等された場合、その内容が変更されることがあります。

※この他に当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。「2「投資方針」（1）「投資方針」＜指定投資信託証券の概要＞」をご参照ください。

※当ファンドの信託報酬等に当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報

酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率等について試算した概算値は、年率1.8%±0.3%（税込）です。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、当ファンドの実際の指定投資信託証券の組入状況等によって変動します。

（４）【その他の手数料等】

次の費用等について、信託財産中から支弁します。

- ① 当ファンドに組み入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、および当該手数料に対する消費税等相当額
- ② その他、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、決算時等に監査法人から当ファンドの財務諸表の監査を受けるための費用（監査費用）、およびこれらの費用に対する消費税等相当額

※監査費用は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社はその一部または全部を負担することがあります。

①および②の費用等は、有価証券等の売買状況、信託財産の規模等により変動するため、事前に料率や上限額等を表示することができません。

投資者が負担する手数料、費用等の上限額および合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<手数料等に関する照会先>

ユニオン投信株式会社 業務管理部	
所 在 地	〒390-0815 長野県松本市深志一丁目1番21号 中田歯科ビル
電話番号	0263-38-0725
営業時間	午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除きます）
ホームページ	http://www.unionam.co.jp/

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正等された場合は、その内容が変更されることがあります。

◆ 個別元本方式について

① <個別元本について>

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することによ

り算出されます。

3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、②＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

② ＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆ 個人、法人別の課税の取扱いについて

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、令和29年（2047年）12月31日までは復興特別所得税（令和8年（2026年）12月31日までは基準所得税額に2.1%、令和9年（2027年）1月1日からは基準所得税額に1.1%の税率を乗じたもの）および令和9年（2027年）1月1日からは防衛特別所得税（基準所得税額に1.0%の税率を乗じたもの）が課税されます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5% ※令和9年1月1日からは、所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%および地方税5%）

2. 一部解約時および償還時の差益（譲渡益）の課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税となります。

源泉徴収選択口座を選択した場合には、源泉徴収が行われ、原則として確定申告不要となります。

また、令和29年（2047年）12月31日までは復興特別所得税（令和8年（2026年）12月31日までは基準所得税額に2.1%、令和9年（2027年）1月1日からは基準所得税額に1.1%の税率を乗じたもの）および令和9年（2027年）1月1日からは防衛特別所得税（基準所得税額に1.0%の税率を乗じたもの）が課されます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5% ※令和9年1月1日からは、所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%および地方税5%）

[損益通算について]

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの成長投資枠（特定非課税管理勘定）の対象です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※NISA（少額投資非課税制度）をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度は適用されません。

また、令和29年（2047年）12月31日までは復興特別所得税（令和8年（2026年）12月31日までは基準所得税額に2.1%、令和9年（2027年）1月1日からは基準所得税額に1.1%の税率を乗じたもの）および令和9年（2027年）1月1日からは防衛特別所得税（基準所得税額に1.0%の税率を乗じたもの）が課されます。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315% ※令和9年1月1日からは、所得税15%、復興特別所得税0.165%および防衛特別所得税0.15%）

- * 上記の内容は、令和8年4月末日現在のものです。
- * 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- * 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの経費率

直近の運用報告書作成対象期間における当ファンドの経費率（年率）は次のとおりです。

作成対象期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日

経費率（①+②）	1.77%
①当ファンドの費用の比率	0.88%
（運用管理費用の比率）	(0.88%)
（その他の費用の比率）	(-%)
②当ファンドが組み入れている投資信託証券の運用管理費用の比率	0.89%

※経費率は、当作成対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を当作成対象期間中の平均受益権口数に当作成対象期間中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※当参考情報は、前提条件をもとに算出したものであるため、あくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。また、当ファンドが組み入れている投資信託証券には、運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、当参考情報には含まれていません。

※詳細につきましては、当作成対象期間の交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は、令和8年4月末日現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

投資資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
投資信託受益証券		12,131,462,318	68.09
	内 日本	12,131,462,318	68.09
投資証券		3,669,800,851	20.60
	内 ルクセンブルク	3,669,800,851	20.60
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		2,016,589,619	11.32
合計（純資産総額）		17,817,852,788	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の国・地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面 金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	コムジェスト・エマー ジングマーケット・ ファンド95 日本	投資信託 受益証券 —	2,109,370,420	1.3875 2,926,751,457	1.8681 3,940,514,881	— —	22.12
2	ALAMCO ハリス グローバル バリュース ファンド2007 日本	投資信託 受益証券 —	1,745,618,615	1.8233 3,182,757,723	1.8567 3,241,090,082	— —	18.19
3	スパークス・集中投 資・日本株ファンドS 日本	投資信託 受益証券 —	220,655,323	9.3943 2,072,902,300	11.3022 2,493,890,591	— —	14.00
4	コムジェスト・ヨー ロッパ・ファンド90 日本	投資信託 受益証券 —	714,274,053	2.2799 1,628,473,413	2.3154 1,653,830,142	— —	9.28
5	さわかみファンド 日本	投資信託 受益証券 —	167,139,653	4.1165 688,030,381	4.7992 802,136,622	— —	4.50
6	キャピタル・グルー プ・グローバル・エク イティ・ファンド(L UX)クラスZ ルクセンブルク	投資証券 —	353,477	9,013 3,185,890,490	10,382 3,669,800,851	— —	20.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	68.09
投資証券	20.60
合計	88.68

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

令和8年4月末日および同日前1年以内における各月末日ならびに下記の計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第8期計算期間末日 (平成28年9月30日)	4,151,846,453	4,151,846,453	1.9893	1.9893
第9期計算期間末日 (平成29年10月2日)	5,751,207,351	5,751,207,351	2.4971	2.4971
第10期計算期間末日 (平成30年10月1日)	6,483,912,647	6,483,912,647	2.4929	2.4929
第11期計算期間末日 (令和元年9月30日)	6,704,132,169	6,704,132,169	2.3163	2.3163
第12期計算期間末日 (令和2年9月30日)	7,654,272,179	7,654,272,179	2.4307	2.4307
第13期計算期間末日 (令和3年9月30日)	9,707,129,262	9,707,129,262	3.0215	3.0215
第14期計算期間末日 (令和4年9月30日)	9,814,362,889	9,814,362,889	2.8554	2.8554
第15期計算期間末日 (令和5年10月2日)	11,941,207,240	11,941,207,240	3.3760	3.3760
第16期計算期間末日 (令和6年9月30日)	13,981,528,316	13,981,528,316	3.8518	3.8518
令和7年4月末日	13,470,456,685	—	3.6545	—
5月末日	14,261,741,620	—	3.8601	—
6月末日	14,537,631,002	—	3.9244	—
7月末日	14,979,272,323	—	4.0431	—
8月末日	15,159,157,988	—	4.0989	—
第17期計算期間末日 (令和7年9月30日)	15,451,862,950	15,451,862,950	4.1776	4.1776
10月末日	16,044,788,959	—	4.3439	—
11月末日	16,315,548,443	—	4.4078	—
12月末日	16,669,325,850	—	4.4978	—
令和8年1月末日	16,906,041,599	—	4.5614	—
2月末日	17,536,383,026	—	4.7250	—
3月末日	16,297,337,416	—	4.3896	—
4月末日	17,817,852,788	—	4.7854	—

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第8期計算期間 自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	0.0000
第9期計算期間 自 平成28年10月1日 至 平成29年10月2日	0.0000
第10期計算期間 自 平成29年10月3日 至 平成30年10月1日	0.0000
第11期計算期間 自 平成30年10月2日 至 令和元年9月30日	0.0000
第12期計算期間 自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日	0.0000
第13期計算期間 自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日	0.0000
第14期計算期間 自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日	0.0000
第15期計算期間 自 令和4年10月1日 至 令和5年10月2日	0.0000
第16期計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年9月30日	0.0000
第17期計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日	0.0000
第18期中間計算期間 自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日	—

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第8期計算期間 自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	0.58
第9期計算期間 自 平成28年10月1日 至 平成29年10月2日	25.53
第10期計算期間 自 平成29年10月3日 至 平成30年10月1日	△0.17
第11期計算期間 自 平成30年10月2日 至 令和元年9月30日	△7.08
第12期計算期間 自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日	4.94
第13期計算期間 自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日	24.31
第14期計算期間 自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日	△5.50
第15期計算期間 自 令和4年10月1日 至 令和5年10月2日	18.23
第16期計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年9月30日	14.09
第17期計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日	8.46
第18期中間計算期間 自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日	5.07

(注) 収益率とは、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定および解約数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第8期計算期間 自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	430,298,170	109,126,304
第9期計算期間 自 平成28年10月1日 至 平成29年10月2日	371,082,646	155,073,420
第10期計算期間 自 平成29年10月3日 至 平成30年10月1日	417,949,597	120,172,812
第11期計算期間 自 平成30年10月2日 至 令和元年9月30日	409,707,579	116,348,531
第12期計算期間 自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日	471,675,106	216,982,908
第13期計算期間 自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日	339,794,395	276,077,782
第14期計算期間 自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日	361,268,207	136,792,574
第15期計算期間 自 令和4年10月1日 至 令和5年10月2日	335,977,759	236,048,384
第16期計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年9月30日	316,488,324	223,741,182
第17期計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日	292,231,956	223,360,272
第18期中間計算期間 自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日	132,537,367	118,502,055

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考情報)

運用実績

作成基準日：2026年4月末日現在

最新の運用実績は、ユニオン投信株式会社のホームページでご確認いただけます。
下記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

▶ 基準価額と純資産総額の推移



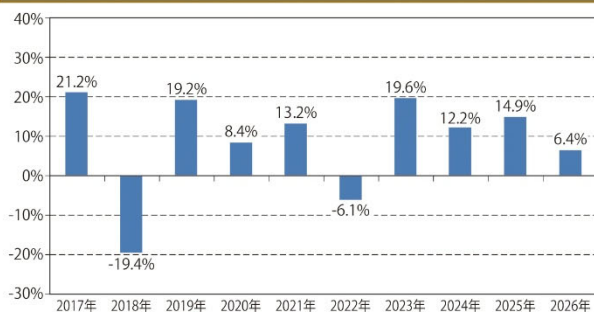
基準価額	47,854 円
純資産総額	178.2 億円

※純資産総額は千万円未満四捨五入で表示。

期間別騰落率	
1ヵ月	+9.02%
6ヵ月	+10.16%
1年	+30.95%
3年	+53.07%
5年	+58.32%
10年	+139.85%
設定来	+378.54%

※小数第3位四捨五入で表示。

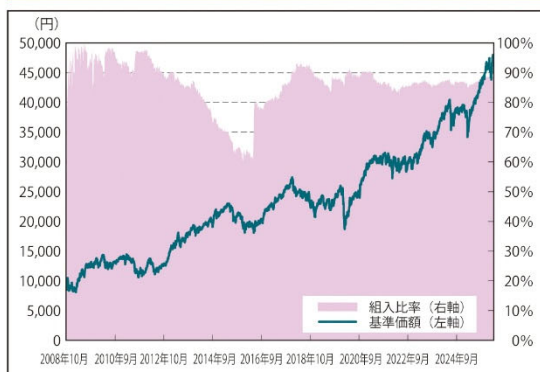
▶ 年間収益率の推移(暦年ベース)



▶ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	分配金
第13期(2021年9月30日)	0 円
第14期(2022年9月30日)	0 円
第15期(2023年10月2日)	0 円
第16期(2024年9月30日)	0 円
第17期(2025年9月30日)	0 円
設定来累計	0 円

▶ ユニオンファンドの組入比率と基準価額の推移



▶ 組入ファンド別の組入比率の推移



※ここでのコムジェスト EM Fにはニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSAを、キャピタル FにはクラスAを、コムジェスト EU Fにはニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSAを含みます。

▶ 組入比率

ファンド名	主な投資先地域	組入比率
さわかみF	日本	4.5%
スパークスF	日本	14.0%
キャピタルF	欧米	20.6%
ハリスF	欧米	18.2%
コムジェストEU F	欧州	9.3%
コムジェストEM F	新興国	22.1%
現金等	—	11.3%
合計	—	100.0%

※小数第2位四捨五入で表示。

＜ファンドの略称と正式名称＞

さわかみF : さわかみファンド
 スパークスF : スパークス・集中投資・日本株ファンドS (適格機関投資家限定)
 キャピタルF : キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド (LUX) クラスZ (ルクセンブルク籍円建外国投資法人)
 ハリスF : A L A M C O ハリス グローバルバリュー株ファンド 2007 (適格機関投資家専用)
 コムジェストEU F : コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
 コムジェストEM F : コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)

▶ 組入ファンドの状況

※各組入ファンド開示資料に基づき作成。

※組入上位銘柄の名称は一部略称、比率は当該ファンドの純資産総額に対する評価額の割合 (小数第2位四捨五入で表示)。

※国はユニオン投信株式会社の判断により分類。

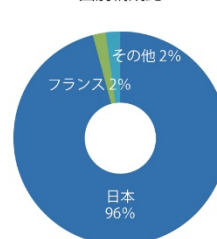
※国別・業種別構成比は投資部分 (現金等を除く) に占める比率 (単位未満四捨五入で表示)。

■ さわかみF

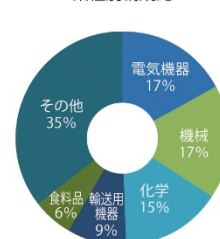
組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 信越化学工業	4.8%	日本	化学
2	株式 ディスコ	3.4%	日本	機械
3	株式 INPEX	2.9%	日本	鉱業
4	株式 ダイキン工業	2.7%	日本	機械
5	株式 ススキ	2.2%	日本	輸送用機器
6	株式 ソニーグループ	2.2%	日本	電気機器
7	株式 日立製作所	2.0%	日本	電気機器
8	株式 トヨタ自動車	2.0%	日本	輸送用機器
9	株式 セブン&アイ HD	1.9%	日本	小売業
10	株式 浜松ホトニクス	1.8%	日本	電気機器

国別構成比



業種別構成比

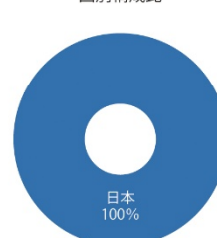


■ スパークスF (マザーファンドの状況)

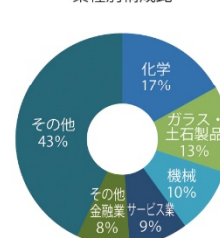
組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 メック	8.8%	日本	化学
2	株式 M A R U W A	8.5%	日本	ガラス・土石製品
3	株式 上村工業	6.4%	日本	化学
4	株式 マックス	6.3%	日本	機械
5	株式 トーセイ	5.3%	日本	不動産業
6	株式 S B Iホールディングス	5.0%	日本	証券・商品先物取引業
7	株式 横浜ゴム	4.5%	日本	ゴム製品
8	株式 山洋電気	4.1%	日本	電気機器
9	株式 ダイフク	3.5%	日本	機械
10	株式 ライト工業	2.8%	日本	建設業

国別構成比



業種別構成比

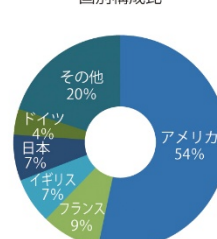


■ キャピタルF

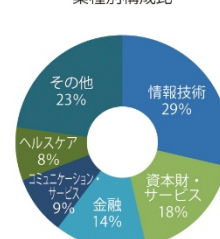
組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 Alphabet	5.4%	アメリカ	コミュニケーション・サービス
2	株式 Broadcom	5.0%	アメリカ	情報技術
3	株式 TSMC	3.8%	台湾	情報技術
4	株式 Microsoft	3.2%	アメリカ	情報技術
5	株式 Apple	2.9%	アメリカ	情報技術
6	株式 ASML	2.4%	オランダ	情報技術
7	株式 JPMorgan Chase	2.1%	アメリカ	金融
8	株式 NVIDIA	2.1%	アメリカ	情報技術
9	株式 Amazon	2.0%	アメリカ	一般消費財・サービス
10	株式 SK hynix	1.8%	韓国	情報技術

国別構成比



業種別構成比

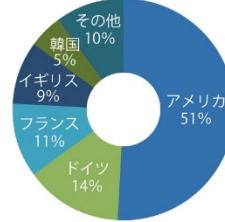


■ハリスF (マザーファンドの状況)

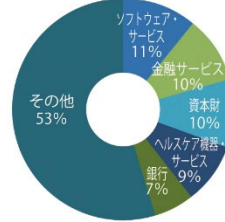
組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 BNP パリバ	3.3%	フランス	銀行
2	株式 エアビーアンドビー	3.3%	アメリカ	消費者サービス
3	株式 アディダス	3.0%	ドイツ	耐久消費財・アパレル
4	株式 アイキューヴィア	2.9%	アメリカ	医薬品・バイオ
5	株式 サンベルト・レンタルズ	2.9%	アメリカ	資本財
6	株式 セールスフォース	2.6%	アメリカ	ソフトウェア・サービス
7	株式 ウィリス・タワーズ・ワトソン	2.6%	イギリス	保険
8	株式 シスコ	2.5%	アメリカ	生活必需品流通・小売り
9	株式 エレバンス・ヘルス	2.5%	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス
10	株式 ジュリアス・ペア	2.5%	スイス	金融サービス

国別構成比



業種別構成比

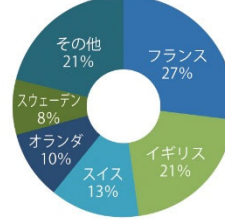


■コムジェストEU F (マザーファンドの状況)

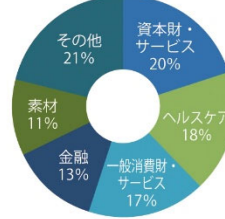
組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 ASML	5.5%	オランダ	情報技術
2	株式 SCHNEIDER ELECTRIC	4.5%	フランス	資本財・サービス
3	株式 ADYEN	4.4%	オランダ	金融
4	株式 ALCON	4.4%	スイス	ヘルスケア
5	株式 AIR LIQUIDE	4.3%	フランス	素材
6	株式 LONDON STOCK EXCHANGE	4.3%	イギリス	金融
7	株式 NOVONESIS	4.2%	デンマーク	素材
8	株式 INDITEX	3.7%	スペイン	一般消費財・サービス
9	株式 ESSILORLUXOTTICA	3.6%	フランス	ヘルスケア
10	株式 RELX	3.5%	イギリス	資本財・サービス

国別構成比



業種別構成比

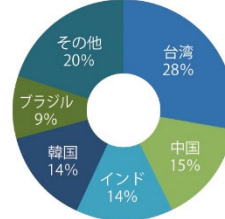


■コムジェストEM F (マザーファンドの状況)

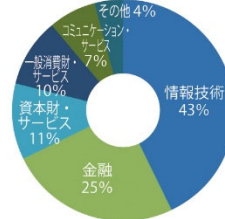
組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 DELTA ELECTRONICS	10.3%	台湾	情報技術
2	株式 TSMC ADR	9.7%	台湾	情報技術
3	株式 SK HYNIX	9.6%	韓国	情報技術
4	株式 ASPEED	6.3%	台湾	情報技術
5	株式 TENCENT	5.2%	中国	コミュニケーション・サービス
6	株式 CONTEMPORARY AMPEREX TECH	4.0%	中国	資本財・サービス
7	株式 DISCOVERY	3.8%	南アフリカ	金融
8	株式 SAMSUNG ELECTRONICS	3.6%	韓国	情報技術
9	株式 B3	3.4%	ブラジル	金融
10	株式 CAPITEC BANK	3.4%	南アフリカ	金融

国別構成比



業種別構成比



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、募集期間中の各営業日に、その受益権の募集を行います。

1) 申込単位

受益権の取得申込単位は、委託会社または販売会社が1万円以下で定める金額以上1円単位です。（当初元本1口＝1円）

2) 申込受付時間

取得の申込みの受付は、原則として午後3時30分までです。

この時間までに販売会社所定の事務手続きが完了したものが当日の取扱い（申込受付分）となります。この時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

3) 適用価額

取得口数の計算には、申込日の翌々営業日における基準価額が適用されます。

計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次のとおりです。

[照会先]

ユニオン投信株式会社	
所在地	〒390-0815 長野県松本市深志一丁目1番21号 中田歯科ビル
電話番号	0263-38-0725
営業時間	午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除きます）
ホームページ	http://www.unionam.co.jp/

4) クーリング・オフの不適用

当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。

5) 申込みの受付を中止等する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みを取り消すことがあります。

6) 取得時の振替口座簿について

取得申込者は、委託会社または販売会社に、取得の申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口

座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社および販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

7) 申込取扱場所

委託会社（販売会社）	本店所在地
ユニオン投信株式会社	長野県松本市深志一丁目 1 番21号 中田歯科ビル

2【換金（解約）手続等】

当ファンドは、原則として当ファンドの設定日以降の各営業日に、その受益権を換金することができます。

1) 換金単位

受益者は、委託会社に1円以上1円単位の『金額指定』、または『全額換金』の指示をもって、換金の請求をすることができます。

※『金額指定』の場合、計算時に口座残高が請求金額に満たない場合には、自動的に『全額換金』として処理されます。

2) 請求受付時間

換金の請求の受付は、原則として午後3時30分までです。

この時間までに販売会社所定の事務手続きが完了したものが当日の取扱い（請求受付分）となります。この時間を過ぎてからの請求は、翌営業日の取扱いとなります。

3) 適用価額

換金口数の計算には、原則として請求日の翌々営業日における基準価額（解約価額）が適用されます。

計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※基準価額（解約価額）の照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次のとおりです。

[照会先]

ユニオン投信株式会社	
所在地	〒390-0815 長野県松本市深志一丁目1番21号 中田歯科ビル
電話番号	0263-38-0725
営業時間	午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除きます）
ホームページ	http://www.unionam.co.jp/

4) 代金支払日

換金代金は、原則として換金の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から支払われます。

5) 請求の受付を中止する特別な場合

(a) 金融商品取引所における取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で換金の請求の受付を中止することがあります。

(b) 換金の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額

額の計算日に換金の請求を受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の翌々営業日の基準価額となります。

6) 換金時の振替口座簿について

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、外国為替の売買の予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
- b. 基準価額（受益権1口当たりの純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、1万口単位で表示されたものが発表されます。

[照会先]

ユニオン投信株式会社	
所在地	〒390-0815 長野県松本市深志一丁目1番21号 中田歯科ビル
電話番号	0263-38-0725
営業時間	午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除きます）
ホームページ	http://www.unionam.co.jp/

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、無期限です。

ただし、「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年10月1日から翌年9月30日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、「(5) その他 a. 信託の終了」による終了の日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了

イ. 委託会社は、受益者のため有利であると認めるとき、または運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ロ. の手続きに従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ. 委託会社は、イ. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ. ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下a. において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ. ロ. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ホ. ロ. からニ. までは、以下に掲げる場合には適用しません。

1. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ロ. からニ. までのこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合
2. 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

ヘ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ト. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「b. 信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

チ. 「f. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い ロ. 」に該当することとなったときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更等

イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、b. に定める以外の方法に

よって変更することができないものとします。

- ロ. 委託会社は、イ. の事項（イ. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、イ. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ハ. ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下b. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ニ. ロ. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ホ. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ヘ. ロ. からホ. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ト. イ. からヘ. までの規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。
 - チ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、イ. からヘ. までの規定に従います。
- c. 反対受益者の受益権買取請求の不適用
- 当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。
- d. 運用報告書
- イ. 委託会社は、計算期間の終了毎に、信託財産の運用状況などを記載した運用報告書（全体版）を作成し、次のアドレスに掲載します。
<http://www.unionam.co.jp/>
また、委託会社は、受益者から交付の請求があつた場合には運用報告書（全体版）を交付します。
 - ロ. 委託会社は、運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

e. 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときには最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

f. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社はb. の規定に従い、新受託会社を選任します。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

g. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.unionam.co.jp/>

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。

h. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

i. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

j. 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドは分配金再投資専用であるため、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託会社または販売会社に支払います。委託会社または販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から5営業日目までの日）から受益者に支払います。償還金の支払いは、委託会社または販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1円単位の『金額指定』または『全額換金』の指示をもって、一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間計算期間(令和7年10月1日から令和8年3月31日まで)の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和7年12月17日

ユニオン投信株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

立野 晴朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユニオンファンドの令和6年10月1日から令和7年9月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニオンファンドの令和7年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ユニオン投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ユニオン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

ユニオンファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期計算期間 令和7年9月30日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	175,661	666,899
コール・ローン	1,908,000,000	2,054,000,000
投資信託受益証券	9,464,880,822	10,283,831,048
投資証券	2,672,641,517	3,185,890,490
流動資産合計	14,045,698,000	15,524,388,437
資産合計	14,045,698,000	15,524,388,437
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,297,898	8,903,710
未払受託者報酬	2,245,153	2,385,780
未払委託者報酬	57,626,633	61,235,997
流動負債合計	64,169,684	72,525,487
負債合計	64,169,684	72,525,487
純資産の部		
元本等		
元本	3,629,840,450	3,698,712,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,351,687,866	11,753,150,816
（分配準備積立金）	5,323,359,638	6,207,368,018
元本等合計	13,981,528,316	15,451,862,950
純資産合計	13,981,528,316	15,451,862,950
負債純資産合計	14,045,698,000	15,524,388,437

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年9月30日	第17期計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日
営業収益		
受取配当金	193,445,251	131,968,856
受取利息	401,862	5,406,176
有価証券売買等損益	1,620,754,158	1,200,230,343
営業収益合計	1,814,601,271	1,337,605,375
営業費用		
受託者報酬	4,316,123	4,707,578
委託者報酬	110,782,343	120,829,936
その他費用	917,875	—
営業費用合計	116,016,341	125,537,514
営業利益又は営業損失(△)	1,698,584,930	1,212,067,861
経常利益又は経常損失(△)	1,698,584,930	1,212,067,861
当期純利益又は当期純損失(△)	1,698,584,930	1,212,067,861
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	64,632,668	13,457,449
期首剰余金又は期首欠損金(△)	8,404,113,932	10,351,687,866
剰余金増加額又は欠損金減少額	847,017,469	839,800,737
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	847,017,469	839,800,737
剰余金減少額又は欠損金増加額	533,395,797	636,948,199
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	533,395,797	636,948,199
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10,351,687,866	11,753,150,816

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第17期計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日または投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成 のための基礎となる 事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期計算期間 令和7年9月30日現在
1. 期首元本額	3,537,093,308円	3,629,840,450円
期中追加設定元本額	316,488,324円	292,231,956円
期中一部解約元本額	223,741,182円	223,360,272円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,629,840,450口	3,698,712,134口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第16期計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年9月30日	第17期計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(177,856,294円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,456,095,968円)、信託約款に規定される収益調整金(5,028,328,228円)及び分配準備積立金(3,689,407,376円)より分配対象額は10,351,687,866円(1口当たり2.851830円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(123,078,071円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,075,532,341円)、信託約款に規定される収益調整金(5,545,782,798円)及び分配準備積立金(5,008,757,606円)より分配対象額は11,753,150,816円(1口当たり3.177633円)であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第16期計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年9月30日	第17期計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の詳細は附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期計算期間 令和7年9月30日現在
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期計算期間 令和7年9月30日現在
	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,165,828,932	686,981,370
投資証券	454,925,226	513,248,973
合計	1,620,754,158	1,200,230,343

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期計算期間 令和7年9月30日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第16期計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年9月30日	第17期計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期計算期間 令和7年9月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,8518円 (38,518円)	4,1776円 (41,776円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託 受益証券	日本円	ALAMCO ハリス グ ローバル バリュース株ファン ド 2007	1,629,425,958	2,967,673,497	
		コムジェスト・エマージン グマーケット・ファンド95	2,109,370,420	2,926,751,457	
		スパークス・集中投資・日 本株ファンドS	220,655,323	2,072,902,300	
		コムジェスト・ヨーロッ パ・ファンド90	714,274,053	1,628,473,413	
		さわかみファンド	167,139,653	688,030,381	
	日本円	小計	4,840,865,407	10,283,831,048	
投資信託受益証券 合計			4,840,865,407	10,283,831,048	
投資証券	日本円	キャピタル・グループ・グ ローバル・エクイティ・ ファンド (LUX) クラス Z	353,477	3,185,890,490	
	日本円	小計	353,477	3,185,890,490	
投資証券 合計			353,477	3,185,890,490	
合計				13,469,721,538	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和8年6月11日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

立野 晴朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユニオンファンドの令和7年10月1日から令和8年3月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユニオンファンドの令和8年3月31日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（令和7年10月1日から令和8年3月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ユニオン投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ユニオン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

【中間財務諸表】

ユニオンファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第17期計算期間 令和7年9月30日現在	第18期中間計算期間 令和8年3月31日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	666,899	512,776
コール・ローン	2,054,000,000	2,055,000,000
投資信託受益証券	10,283,831,048	11,004,466,096
投資証券	3,185,890,490	3,315,263,165
流動資産合計	15,524,388,437	16,375,242,037
資産合計	15,524,388,437	16,375,242,037
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,903,710	5,294,487
未払受託者報酬	2,385,780	2,722,834
未払委託者報酬	61,235,997	69,887,300
流動負債合計	72,525,487	77,904,621
負債合計	72,525,487	77,904,621
純資産の部		
元本等		
元本	3,698,712,134	3,712,747,446
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	11,753,150,816	12,584,589,970
（分配準備積立金）	6,207,368,018	6,011,762,570
元本等合計	15,451,862,950	16,297,337,416
純資産合計	15,451,862,950	16,297,337,416
負債純資産合計	15,524,388,437	16,375,242,037

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期中間計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日	第18期中間計算期間 自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日
営業収益		
受取配当金	131,968,856	215,084,226
受取利息	1,853,757	4,878,572
有価証券売買等損益	△182,205,701	634,923,497
営業収益合計	△48,383,088	854,886,295
営業費用		
受託者報酬	2,321,798	2,722,834
委託者報酬	59,593,939	69,887,300
営業費用合計	61,915,737	72,610,134
営業利益又は営業損失(△)	△110,298,825	782,276,161
経常利益又は経常損失(△)	△110,298,825	782,276,161
中間純利益又は中間純損失(△)	△110,298,825	782,276,161
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	2,497,917	34,955,422
期首剰余金又は期首欠損金(△)	10,351,687,866	11,753,150,816
剰余金増加額又は欠損金減少額	432,233,997	461,144,812
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	432,233,997	461,144,812
剰余金減少額又は欠損金増加額	342,713,940	377,026,397
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	342,713,940	377,026,397
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	10,328,411,181	12,584,589,970

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第18期中間計算期間 自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日または投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表 作成のための基礎と なる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第17期計算期間 令和7年9月30日現在	第18期中間計算期間 令和8年3月31日現在
1. 期首元本額	3,629,840,450円	3,698,712,134円
期中追加設定元本額	292,231,956円	132,537,367円
期中一部解約元本額	223,360,272円	118,502,055円
2. 期間末日における受 益権の総数	3,698,712,134口	3,712,747,446口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期中間計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日	第18期中間計算期間 自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第17期計算期間 令和7年9月30日現在	第18期中間計算期間 令和8年3月31日現在
1. 中間貸借対照表計上 額、時価及びその差 額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期計算期間 令和7年9月30日現在	第18期中間計算期間 令和8年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第17期計算期間 令和7年9月30日現在	第18期中間計算期間 令和8年3月31日現在
1口当たり純資産額	4,177円	4,389円
(1万口当たり純資産額)	(41,776円)	(43,896円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和8年4月末日現在

I	資産総額	17,838,722,079円
II	負債総額	20,869,291円
III	純資産総額（I－II）	17,817,852,788円
IV	発行済数量	3,723,354,191口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	4.7854円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換等

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者

とします。)に支払います。

8 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（令和 8 年 4 月末日現在）

資本金の額	200,000千円
発行可能株式総数	21,500株
うち 普通株式	13,500株
うち A種類株式	8,000株
発行済株式総数	12,700株
うち 普通株式	9,700株
うち A種類株式	3,000株

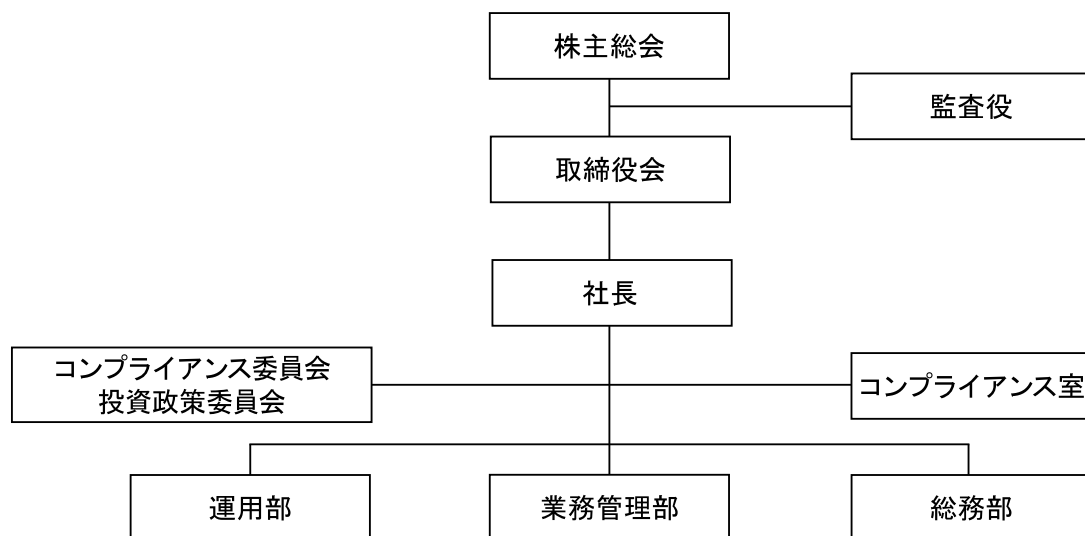
※A種類株式は、議決権を有しません。

b. 最近 5 年間ににおける資本金の額の増減

該当事項はありません。

c. 会社の機構（令和 8 年 4 月末日現在）

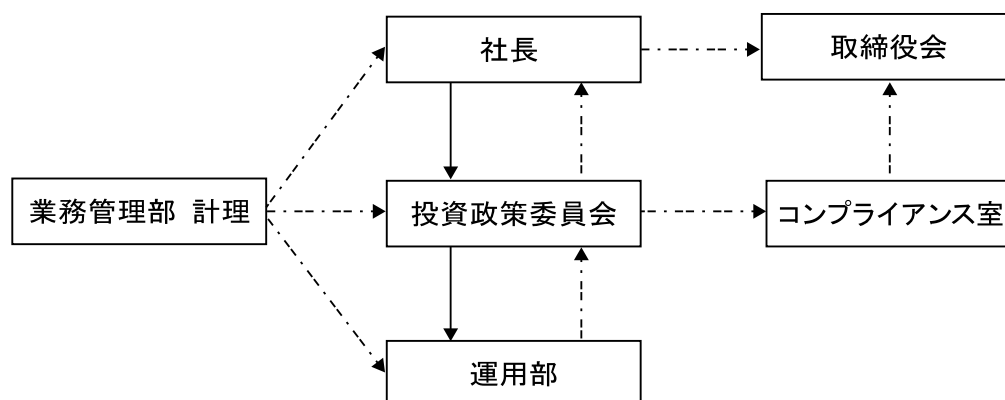
<組織図>



<投資運用の意思決定機構>

投資運用の意思決定プロセス

—————→ 運用執行ライン
 - - - - -> 運用情報提供ライン



運用業務・責任内容

- 社長
 - ・ 運用哲学、運用方針が遵守されているかの管理監督
 - ・ 運用・調査の人材確保と教育体制の確立
 - ・ 投資政策委員会の活動の監督
- 投資政策委員会
 - ・ 毎月1回会議を開催、基本的な運用方針等の審議決定
 - ・ 運用部長を議長とし、社長、業務管理部長、コンプライアンス室長および主要運用担当で構成
 - ・ 運用プロセスおよび成果等リスクの分析管理
- 運用部
 - ・ 投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用の実行
 - ・ ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査の実行
 - ・ 投資成果とガイドラインに準じた運用への責任、その結果を投資政策委員会や必要に応じて受益者に報告すること
 - ・ 運用会議を開催、投資環境の見直し、組入れ銘柄（商品）の策定
- 業務管理部（計理）
 - ・ 日々の純資産総額および基準価額の算出を行い、その内容を運用担当者および投資政策委員会に報告すること

- ・ 運用指図を行った有価証券等の約定、決済状況の確認

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

令和8年4月末日現在、委託会社が運用指図を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1 本	17,817,852,788円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月11日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士
業務執行社員

立野 晴朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユニオン投信株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニオン投信株式会社の令和8年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	25,610	28,640
直販顧客分別金信託	111,363	110,943
貯蔵品	1,512	918
前払費用	535	1,131
未収委託者報酬	59,593	69,887
流動資産合計	198,616	211,521
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	973	875
器具備品 ※1	2,989	3,441
その他 ※1	214	167
有形固定資産合計	4,177	4,484
無形固定資産		
ソフトウェア ※1	3,634	2,125
無形固定資産合計	3,634	2,125
投資その他の資産		
投資有価証券	52,067	59,802
差入保証金	1,920	1,920
長期前払費用	-	2,301
投資その他の資産合計	53,987	64,024
固定資産合計	61,799	70,633
資産合計	260,415	282,155
負債の部		
流動負債		
一年内償還予定の社債	40,000	50,000
預り金	13,653	19,898
顧客からの預り金	1,325	1,380
未払金	6,973	6,360
未払費用	16	19
未払法人税等	2,843	2,107
未払消費税等	2,710	3,084
流動負債合計	67,521	82,850

固定負債		
社債	30,000	20,000
繰延税金負債	12,055	14,481
固定負債合計	42,055	34,481
負債合計	109,577	117,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	95,000	95,000
その他資本剰余金	16,243	16,243
資本剰余金合計	111,243	111,243
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△186,792	△178,117
利益剰余金合計	△186,792	△178,117
株主資本合計	124,450	133,125
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26,387	31,697
評価・換算差額等合計	26,387	31,697
純資産合計	150,838	164,822
負債純資産合計	260,415	282,155

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	107,136	119,202
営業収益合計	107,136	119,202
営業費用		
支払手数料	1,989	1,984
委託計算費	27,950	30,669
営業雑経費	11,209	12,638
通信費	5,172	6,248
印刷費	5,261	5,618
協会費	775	770
営業費用合計	41,148	45,291
一般管理費		
給料	34,967	40,828
役員報酬	7,800	8,070
給料手当	27,167	30,861
賞与	-	1,897
人材派遣費	3,675	554
旅費交通費	208	138
租税公課	2,154	2,165
不動産賃借料	3,713	3,620
固定資産減価償却費	2,962	4,218
諸経費	10,190	11,766
支払手数料	9,088	9,876
消耗品費	147	1,020
水道光熱費	339	348
雑費	614	520
一般管理費合計	57,871	63,292
営業利益	8,116	10,619
営業外収益		
受取利息	127	392
雑収入	9	11
営業外収益合計	137	404
営業外費用		
社債利息	228	408
営業外費用合計	228	408

経常利益	8,025	10,615
税引前当期純利益	8,025	10,615
法人税、住民税及び事業税	1,758	1,940
当期純利益	6,266	8,674

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△193,058	△193,058	118,184
当期変動額							
当期純利益					6,266	6,266	6,266
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	6,266	6,266	6,266
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△186,792	△186,792	124,450

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	26,623	26,623	144,807
当期変動額			
当期純利益			6,266
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△236	△236	△236
当期変動額合計	△236	△236	6,030
当期末残高	26,387	26,387	150,838

当事業年度（自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△186,792	△186,792	124,450
当期変動額							
当期純利益					8,674	8,674	8,674
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	8,674	8,674	8,674
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△178,117	△178,117	133,125

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	26,387	26,387	150,838
当期変動額			
当期純利益			8,674
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	5,309	5,309	5,309
当期変動額合計	5,309	5,309	13,984
当期末残高	31,697	31,697	164,822

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 其他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法 (評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定) (2) 棚卸資産 貯蔵品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 建物附属設備、器具備品 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 3～10年 器具備品 4年～6年 その他 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 投資その他の資産 長期前払費用 税務上の繰延資産に該当する支出については、5年間で費用配分しております。
3. 収益及び費用の計上基準	委託者報酬 委託者報酬は、当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
繰延税金資産	—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、翌事業年度以降の課税所得見込みに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しておりますが、当事業年度末において税務上の繰越欠損金の繰越期限切れが見込まれており、合理的に仮定した場合に翌事業年度において課税所得が生じる可能性が高いとは見込まれないことから、繰延税金資産の回収可能性は無いものと判断しております。なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」の注記に記載のとおりであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに基づいているため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和7年3月31日)		当事業年度 (令和8年3月31日)	
※1 減価償却累計額		※1 減価償却累計額	
建物附属設備	2,074千円	建物附属設備	2,172千円
器具備品	15,226千円	器具備品	17,669千円
その他	483千円	その他	334千円
ソフトウェア	7,737千円	ソフトウェア	9,246千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	当事業年度 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	当事業年度 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達につきましては、当面は増資および社債発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、ファンドに係る信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、継続的なモニタリングによりリスク低減を図っております。

未払金、未払費用はすべて1年以内の支払期日であります。

社債、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は流動性リスクに晒されておりますが、当社では資金繰計画を作成するなどにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

前事業年度（令和7年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	52,067	52,067	—
資産計	52,067	52,067	—
(1) 社債	70,000	70,016	16
負債計	70,000	70,016	16

(*1) 現金・預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当事業年度（令和8年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	59,802	59,802	—
資産計	59,802	59,802	—
(1) 社債	70,000	70,020	20
負債計	70,000	70,020	20

(*1) 現金・預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和7年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	25,610	—	—	—
直販顧客分別金信託	111,363	—	—	—
未収委託者報酬	59,593	—	—	—

当事業年度（令和 8 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	28,640	—	—	—
直販顧客分別金信託	110,943	—	—	—
未収委託者報酬	69,887	—	—	—

（注2）社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（令和 7 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	40,000	10,000	20,000	—	—	—

当事業年度（令和 8 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	50,000	20,000	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（令和7年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	—	52,067	—	52,067
資産計	—	52,067	—	52,067

当事業年度（令和8年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	—	59,802	—	59,802
資産計	—	59,802	—	59,802

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和7年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	70,016	—	70,016
負債計	—	70,016	—	70,016

当事業年度（令和8年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	70,020	—	70,020
負債計	—	70,020	—	70,020

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、投資信託財産が金融商品であり、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないものであるため基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（令和 7 年 3 月 31 日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	52,067	13,623	38,443
	小計	52,067	13,623	38,443
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		52,067	13,623	38,443

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度（令和 8 年 3 月 31 日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	59,802	13,623	46,179
	小計	59,802	13,623	46,179
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		59,802	13,623	46,179

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	当事業年度 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	当事業年度 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円
税務上の繰越欠損金(*2)	33,783	21,214
未払事業税	373	365
繰延税金資産小計	34,156	21,580
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	△33,783	△21,214
将来減算一時差異等の合計 額に係る評価性引当額	△373	△365
評価性引当額小計(*1)	△34,156	△21,580
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	12,055	14,481
繰延税金負債（純額）	12,055	14,481

(*1) 評価性引当額が12,576千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が12,569千円減少したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度（令和 7 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	12,569	9,107	-	5,718	4,307	2,080	33,783
評価性引当額	△12,569	△9,107	-	△5,718	△4,307	△2,080	△33,783
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（令和 8 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	9,107	-	5,718	4,307	2,080	-	21,214
評価性引当額	△9,107	-	△5,718	△4,307	△2,080	-	△21,214
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和 7 年 3 月 31 日)	当事業年度 (令和 8 年 3 月 31 日)
	%	%
法定実効税率	30.46	30.46
(調整)		
住民税均等割	7.31	5.53
繰越欠損金の期限切れ	148.32	103.50
評価性引当額の増減	△156.14	△118.48
税率変更による影響	△7.59	-
法人税の特別控除額	△0.43	△2.27
その他	△0.03	△0.46
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	21.91	18.28

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日
顧客との契約から生じる収益	107,136	119,202
委託者報酬	107,136	119,202
その他	—	—
営業収益	107,136	119,202

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

当事業年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

前事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社及び親会 社の役員が他 の法人の代表 者を兼務して いる場合の法 人	エプソン 労働組合 連合会 (*2)	長野県 諏訪市	-	労働組合	-	社債の借 換 役員の兼 任	社債の借 換(*4)	10,000	一年内償 還予定の 社債	10,000
							利息の支 払い(*4)	67	社債	10,000
									未払費用	1
当社役員が他 の法人の代表 者を兼務して いる場合の法 人	日本出版 販売労働 組合(*3)	東京都 千代田区	-	労働組合	(被所有) 直接2.1%	社債の借 換 役員の兼 任	社債の借 換(*4)	20,000	一年内償 還予定の 社債	20,000
							利息の支 払い(*4)	59	未払費用	1

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

- *2 当社取締役及び親会社執行委員長品川友が代表を務めるエプソン労働組合連合会との取引であります。
- *3 当事業年度中に当社取締役に就任した江端晋一が代表を務める日本出版販売労働組合との取引であります。就任により関連当事者となりましたため、取引は関連当事者である期間の取引を記載しております。
- *4 取引条件については無担保であり、その利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社及び親会社 の役員が他の 法人の代表 者を兼務して いる場合の法人	エプソン 労働組合 連合会 (*2)	長野県 諏訪市	-	- 労働組合	-	社債の借 換 役員の兼 任	社債の借 換(*4) 利息の支 払い(*4)	10,000 97	一年内償 還予定の 社債 未払費用	20,000 2
当社役員が他の 法人の代表 者を兼務して いる場合の法人	日本出版 販売労働 組合(*3)	東京都 千代田区	-	- 労働組合	(被所有) 直接2.1%	社債の借 換 役員の兼 任	社債の借 換(*4) 利息の支 払い(*4)	20,000 132	一年内償 還予定の 社債 未払費用	20,000 3

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- *2 当社取締役及び親会社執行委員長品川友が代表を務めるエプソン労働組合連合会との取引であります。
- *3 当事業年度中に当社取締役を辞任した江端晋一が代表を務めていた、また当事業年度中に当社取締役に就任した中村純が代表を務めている日本出版販売労働組合との取引であります。取引は関連当事者である期間の取引を記載しております。
- *4 取引条件については無担保であり、その利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

セイコーエプソン労働組合（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	当事業年度 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日
1株当たり純資産額 11,877円04銭 1株当たり当期純利益 493円43銭	1株当たり純資産額 12,978円18銭 1株当たり当期純利益 683円05銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 当期純利益 6,266千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株式に係る当期純利益 6,266千円 普通株式の期中平均株式数 12,700株 株式数の種類別内訳 普通株式 9,700株 A種類株式 3,000株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 当期純利益 8,674千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株式に係る当期純利益 8,674千円 普通株式の期中平均株式数 12,700株 株式数の種類別内訳 普通株式 9,700株 A種類株式 3,000株

(注) A種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役、執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者もしくは使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) (3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

令和8年4月末日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

『ユニオンファンド』

約 款

ユニオン投信株式会社

＜追加型証券投資信託 ユニオンファンド＞

－ 運用の基本方針 －

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

当ファンドは、個人家計における「資産形成」を支援する目的で、「期待収益率が高い」と思われる複数のファンドに対して積極的に分散投資を行うことによって、信託財産の長期的な成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として国内外の有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資対象となる投資信託証券については、その運用方針、投資哲学が明確で、それに基づき一貫性のある運用が継続して行われているファンドの中から厳選します。
- ② 資産の配分については、景気変動や国・地域の成長を的確に捉えその状況における最適な運用を行っている投資信託証券に積極投資します。なお、基本的に歴史的な観点より長期的には株式資産のリターンがもっとも高いということを考慮して、株式ファンドに対する投資を中心に考えて行きます。
- ③ 長期投資を行う上では「時間のエネルギーを味方につける」ことが重要となります。従って、目先の市場変動には決して左右されず、投資対象となる投資信託証券の短期的な売買・見直しを頻繁に繰り返すような運用は行いません。また、運用にあたりましては、特定の「ベンチマーク」は設けません。
- ④ 投資信託証券への投資は、別に定める証券投資信託の中から行います。なお、投資対象となる証券投資信託は委託者の判断で見直しを行うことがあります。
- ⑤ 投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に規定するものをいいます。）は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ることとし、当該目的外での利用を確認した場合は速やかに対応します。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

- (1) 当ファンドは、毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額と

します。

② 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、投資環境や市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

- (2) 当ファンドは分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税および地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申し込みに応じるものとします。

追加型証券投資信託『ユニオンファンド』約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ユニオン投信株式会社を委託者とし、株式会社 リそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

- 第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。
- ③ 委託者は、受託者との合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第45条第2項の規定による信託終了日又は信託契約解約日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

- ③ 信託財産のうち、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金、その他の資産（以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。
- ④ 第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

- 第 9 条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - ③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 10 条 受託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日に、また追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の取得申込単位及び価額）

- 第 11 条 委託者自ら、または委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく（累積）投資約款に従って契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、委託者または委託者の指定する販売会社が 1 万円以下で定める金額以上 1 円単位をもって取得申込みに応ずることができるとします。ただし、第 36 条第 1 項および第 36 条第 2 項の規定に基づく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに限り、1 口の整数倍をもって取得申込みに応ずるものとします。この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と委託者または委託者の指定する販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。
- ② 前項の取得申込者は委託者、または委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第 35 条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、または委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の

増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定に関わらず、受益者が第36条第1項および第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付けを中止することおよび既に受けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める「特定資産」の種類をいいます。）は次に掲げるものとします。

- 1. 有価証券
- 2. 金銭債権
- 3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産以外の資産を投資の対象とします。
 - 1. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第15条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第10号および第11号で定めるものをいいます。）以下同じ。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売

戻し条件付の買い入れ) および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、委託者の判断でこの信託が投資対象とする投資信託証券を見直すことができるものとします。

(利害関係人等との取引等)

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人又は、受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第21条、および第25条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第21条、および第25条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

- 第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

- 第18条 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 18 条の 2 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 20 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、預金、その他の資産をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第 22 条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項に係わらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができます。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 23 条 金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類するものをいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関ま

たは金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 26 条 委託者は、前条の規定による一部解約金の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年9月30日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

(運用状況に係る情報の提供)

第31条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託事務等の諸費用)

第32条 信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用について委託者は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用の一部あるいは全部を委託者の負担とすることができます。

(信託報酬等の総額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の80の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 収益分配金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相

当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額について売買益をもって補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第 35 条 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金、一部解約金および償還金の支払い）

第 36 条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に当該終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に係る収益分配金（委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）を委託者の指定する販売会社に交付します。なお、委託者の指定する販売会社は、別に定める契約に基づき、当該受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ② 委託者は、委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金を別に定める契約に基づき、この信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、受益者がその有する受益権の全部または一部の口数について第 39 条第 1 項の規定により信託の一部解約の実行の請求を行なった場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前 2 項の規定に関わらず、その都度当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 信託を終了する場合に支払われる償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑥ 前 2 項に規定する一部解約金及び償還金の支払いは、委託者、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、一部解約金および償還金に係る収益調整金は、原則として、各受益者の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし

す。

(収益分配金および償還金の時効)

第 37 条 受益者が、第 36 条第 3 項に規定する収益分配金については、支払開始から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 36 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、一部解約金および償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 38 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、一部解約金については第 36 条第 4 項に規定する支払日までに、償還金については第 36 条第 5 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、一部解約金及び償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 39 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円単位の『金額指定』又は『全額換金』の指示をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には『全額換金』として処理します。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌々営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の請求の受付を中止することができます。一部解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 40 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 41 条 委託者は、信託期間中において信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託者と合意の上、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）

は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につきこの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定に関わらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由が生じたときは委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第46条 委託者は受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨、およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係

る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公 告）

第49条 委託者が、受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.unionam.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 10 月 20 日

委託者 長野県松本市深志一丁目 1 番 21 号
ユニオン投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号
りそな信託銀行株式会社

1. 約款第 15 条および運用の基本方針中に別に定める投資信託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号および第 11 号で定めるものをいいます。）は以下のものをいいます。

追加型証券投資信託	キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド（L U X）クラス Z
追加型証券投資信託	AL AMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド 2007（適格機関投資家専用）
追加型証券投資信託	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド 95（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド 90（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	さわかみファンド
追加型証券投資信託	スパークス・集中投資・日本株ファンド S〈適格機関投資家限定〉